

令和4年度（2022年度）
事業報告書

2022年4月1日から

2023年3月31日まで

公益財団法人 東京エムオウユウ事務局

第1章 はじめに

国際海運では早くから航海自由の原則が確立され、船舶の国籍を問わず国際航路に参入できるようになっています。このため、競争が激しくなるとともに、船会社は所有船の船籍を優遇税制等の措置により船舶の誘致・置籍を図っている国(便宜置籍国)に置き、コスト削減を図るようになりました。

船舶の安全規制は、国際条約に基づき、船舶が船籍を置く国(旗国)が第一義的責任を負っています。しかし、初期の便宜置籍国は、条約で定められた安全・環境保護規制を実施するための十分な能力を持たず、便宜置籍国の船舶が世界各地で事故を起こし、油流出による海洋汚染や沈没による航路障害を引き起こしました。1978年には便宜置籍国に船籍を置く巨大タンカーが操舵装置の故障からフランス沖で座礁し大量の原油を流失、沿岸国に多大の被害をもたらしました。

事故の影響を被った欧州各国は、寄港する外国船舶が国際基準に定められた要件に適合しているかを確認する必要があるとの認識を持ち、国際条約上認められた Port State Control (PSC: 寄港国船舶検査)と称される立入検査によりこの確認を行うこととしました。しかしながら、PSCを着実に実施していくためには、次のような問題がありました。

1. 近隣の港湾間で、検査内容に差異があると、例えばA港が厳しく隣接するB港が安易なPSCを行えば船舶はB港に流れるといった、不適切な競争を招くおそれがあること。
2. 船側にとっては、寄港国毎に立入検査を受けることとなると円滑な運航に支障を来すこと。

これらを解決するには、地域内において統一的な手法によりPSCを実施するとともに、地域内のある港におけるPSCで問題ないと判定された船舶については一定期間同地域内ではPSCを実施しないなどの措置を講じるために地域内での検査結果を共有するといった国際協力が必要になります。このため、欧州各国は、1982年にパリで「PSCに関する地域協力に関する覚書(Memorandum of Understanding)」(パリMoU)を採択しました。パリMoUにより欧州ではPSCが組織的に実施されるようになり、国際基準を満足しない船舶(サブスタンダード船)が減少しました。

国連の専門機関である国際海事機関(IMO)は、パリMoUの成果を踏まえ、他の地域でも同様の措置を講じることを促すため、「PSCに関する地域協力の促進に関する総会決議」を1991年に採択しました。これとほぼ同時期に日本がイニシアティブをとりアジア太平洋地域においても同様な国際協力の枠組みを構築するための検討が行われ、1993年に東京で「アジア太平洋地域におけるPSCの地域協力に関する覚書」(東京MOU)が採択されました。現在、日本、豪州、カナダ、中国、韓国等のほか、ベトナム、インドネシア等の発展途上国やバヌアツ、パプアニューギニア島の島嶼国を含めた21の国・地域のPSC実施当局が東京MOUの加盟当局になっています。

PSCに係る地域協力を実効あるものとするには、PSCに関する検査手法の統一、検査情報の共有、情報公開などに関する詳細を定めなければなりません。これには、加盟当局間の意見調整が必要になります。また、統一的な検査手法の徹底や検査情報システムの円滑な運用を図るためには、PSC関係職員に対する研修・訓練が必要になります。

本財団は、東京MOU加盟当局間の意見調整などを円滑に実施できるようにするためのMOU事務局事業と、各加盟当局のPSC関係職員の研修等を企画・実施する研修事業を行っています。なお、アジア太平洋地域には発展途上国も多く、東京MOUにより多くの国が参加できるように日本の民間資金(日本財団の助成金)を活用し各国の資金負担を軽減しています。

第2章 事業報告

2020年当初から世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、2022年度後半になって漸く制御可能となり、多くの国で感染拡大防止に係る海外渡航制限の緩和が図られるようになりました。各国の感染拡大防止策により大きな影響を受けてきた海運業界も徐々に新型コロナウイルス感染症の世界的拡大(パンデミック)前の状況に戻って来つつあります。2022年(暦年)における東京MOU加盟当局におけるPSC検査件数はパンデミック前(2019年)の約8割まで回復してきたほか、PSC委員会を3年振りに対面方式で開催できたことに加え一部の研修事業で対面方式での事業を再開するなど、本財団の活動も徐々にパンデミック前の状況に戻りつつあります。

1. MOU事務局事業

- 1.1 東京MOUには現在21の国・地域のPSC当局が加盟しており、加盟当局責任者の会合であるPSC委員会を毎年ほぼ1回各国持回りで開催しています。本財団は、PSC委員会の事務局の役割を担っており、委員会開催の日程調整、提案文書の回章、事務局提案文書作成及び委員会での説明、委員会報告書の作成等を行っています。新型コロナウイルス感染症が制御可能となり各国が実施してきた海外渡航制限が緩和されたため、2019年以来3年振りに、対面方式によるPSC委員会(第33回)を2022年11月にリマ(ペルー)にて開催することができました。残念ながら一部の加盟当局では依然として海外渡航制限が継続していたためオンライン参加を余儀なくされましたが、半数以上の12の加盟当局代表が対面方式の会議に参加しました。本PSC委員会での主な決定事項等は、次のとおりです。

(1)メキシコの準加盟資格

第29回PSC委員会(2018年11月開催)にて準加盟当局として認められたメキシコについては、4年間に亘る準加盟当局としての活動がMOUに定める加盟当局の資格要件に適合していることが認められました。メキシコについては、正式加盟当局申請を受理した上で、3加盟当局代表及び事務局で構成される調査チームによる現地調査等を行い、その結果を踏まえMOUの正式加盟当局資格要件に適合していることが次回PSC委員会にて確認されれば、22番目の正式加盟当局として認められることとなります。

(2)他地域PSC協力組織との関係強化

地中海MOUからオブザーバー資格申請があり、満場一致で承認されました。この結果、全ての地域PSC協力組織が東京MOUのオブザーバーとなりました。一方、東京MOUは、西中央アフリカMOU(アブジャMOU)、黒海MOU及び地中海MOUのオブザーバー資格を有していませんでしたが、コロナ禍の副産物として各地域PSC組織のPSC委員会へのオンライン参加が今後も認められると見込まれること、各地域PSC協力組織間での協調をさらに促進していく必要があること等から、これら3地域の地域PSC協力組織に対しオブザーバー申請を行うことが決定されました。

(3)MOUの改正

加盟当局の加入状況を踏まえバンカー条約(2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約)を東京MOUの15番目のPSC関係文書(relevant instruments^(注))として追加する旨のMOUの改正が採択されました。バンカー条約に係るPSCガイドライン作成のための期間が必要なこと、いくつかの加盟当局が同条約加入手続きを進行中であることを考慮し、MOU改正の発効日は2024年1月1日と決定しました。

(注)relevant instruments: :PSCを協調実施する対象文書(条約等)のことで現在東京MOUでは SOLAS 条約、MARPOL 条約等14文書を relevant instruments とする旨定めています。

(4)PSC検査ガイドラインの採択

固定式消火装置に関するガイドライン、ブラックアウト試験に関するガイドライン及び電子証書に関するガイドラインを新たに採択したほか、次回会合までの会期間にIGCコードに関

するガイドライン、証書類の電子的事前確認に関するガイドラインの策定作業を進めることが合意されました。

(5) 漁船に対するPSC

将来の漁船に対するPSCの実施に向けてのロードマップについて合意しました。漁船に対するPSC検査については、当面、加盟当局が任意で実施し、検査結果を報告することとし、このために必要な不適合コード等について合意したほか、次回会合までの間、漁船PSCデータベース(商船用のAPCISとは別に整備)の運用試験を行うことについても合意しました。

(6) APCISシステムダウン

APCISがサイバー攻撃と想定される要因により本年7月11日にダウンし2022年4月以降の検査データが消失、3カ月以上に亘りサービス提供不能に陥った事案についてAPCIS管理者から詳細な報告及び再発防止策の提案が行われ、同提案を承認するとともにサイバーセキュリティの向上を最優先課題として取り組んでいくことに合意しました。

(7) 技術協力

技術協力実施に係る5か年計画(2021~2025年)について、コロナ禍により対面方式による事業が過去2年間実施できなかったことやオンライン方式での事業実施の経験を踏まえ、同計画の見直しについて審議され、これまで年1回開催していたセミナーを年2回開催(オンライン方式、対面方式を各1回開催)する等の改正を採択しました。審議の過程で、日本財団の長年にわたる技術協力事業へのご支援に対し、参加者全員から改めて感謝の意が表明されました。

(8) 財政報告

2021年度の事務局及びデータセンター(APCIS)の財政報告が行われ、長年に亘る日本財団の御支援に関し感謝の意が表明されました。

(9) その他の審議事項

2021年に日本がリーダーとなって実施した復原性全般に関する集中検査キャンペーン(CIC)についての報告書を承認したほか、今後のCICの準備状況に係る会期間会合の審議状況を確認しました。また、第31回会合にて採択した戦略行動5か年計画にサイバーセキュリティ対策等新たに5項目を追加することも合意されました。



- 東京MOUでは、PSC委員会の会期間にインターネットを介し審議を行うための作業部会を設置しています。本財団は、メーリングリストの整備、部会討議への助言等を行い、作業部会が円滑に進捗するような支援を行いました。

- .3 2022年5月2日、東京MOUの2021年の活動状況をとりまとめたAnnual Report 2021を公表しました。同ReportにはPSC委員会の決定事項、研修等の開催状況、加盟当局が実施したPSC検査データの概要、当該データに基づき作成した旗国、政府代行機関別のパフォーマンス一覧等が記載されており、本財団が原案を作成し加盟当局の了承を得て公表しています。
- .4 2022年5月16日から20日までハイブリッド方式(対面方式・オンライン方式併用)によりブカレスト(ルーマニア)にて開催されたパリMoU第55回PSC委員会に東京MOUを代表してオンライン参加し、東京MOUの活動状況の報告や集中検査キャンペーンの合同実施についての協議を行うとともに、情報交換を行いました。
- .5 2022年7月11日、APCIS管理者からロシア政府のサーバーがサイバー攻撃を受けシステムダウンしAPCISデータの一部が消失、復旧には暫く時間を要する旨の報告があったため、各加盟当局に対しロシアのウクライナ侵攻に伴い加盟当局間で合意していた非常事態措置によりPSC検査データの自国保管措置を講じるよう指示しました。なお、PSC検査データ入力機能は爾後数日で復旧したため、当該非常措置は実質的には不要となりました(APCISデータの完全復旧は11月末)。本件に関連して同年8月8日、APCIS管理者とオンライン会議を開催し、APCIS復旧の進捗状況、完全復旧見込みについて聴取を行うとともに同年11月に開催予定の第33回PSC委員会に想定される原因、復旧の状況、完全復旧見込みについて報告・再発防止策の提案を行うよう要請しました。
- .6 2022年7月12日から16日までハイブリッド方式にてIMO本部において開催された第8回条約等実施小委員会(III8)に東京MOUを代表して出席し、東京MOUの活動状況等について報告を行うとともにPSCに関する審議に参加しました。
- .7 PSC委員会で決定した基本方針に基づきPSC標準マニュアルの改訂作業を進め、2022年7月20日及び12月26日に各国へ改訂版を送付しました。

2. 研修事業

アジア太平洋地域内で統一的にPSCを実施するため、本財団はPSC職員に対する研修・訓練を企画、実施しています。研修等の計画は、PSC委員会の意見等を聴取し5年毎に見直しています。また、アジア太平洋地域には途上国も多いため、当財団が研修等に参加する途上国職員や途上国へ派遣する専門家の旅費などを支援しています。

今年度本財団が計画していた研修等については、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴う海外渡航制限等により対面方式を主体とする一部の事業については、中止又は延期せざるを得ませんでした。

①セミナー、一般研修及び専門研修についてはオンライン方式により、また、②年度後半に計画されていた専門家派遣事業については、海外渡航制限の緩和により対面方式により、以下のとおり開催しました。

- .1 2022年6月6日から8月5日まで第10回一般研修の一環として遠隔学習システムを活用した事前研修を実施しました。
- .2 2022年7月12～14日、オンライン方式にて第29回セミナーを本財団主催により実施し同年実施予定の集中検査キャンペーン(STCW)に係るガイドライン、新たに制定された検査ガイドライン等についての講義を行いました。同セミナーには55名(域内48名、域外4名、事務局3名)が参加しました。
- .3 2022年8月8日～24日、第10回一般研修座学研修をオンラインにて開催しました。同研修には26名(域内21名、域外4名)が参加しました。



第29回セミナー



第10回一般研修(座学研修)

- 4 加盟当局からの要請に基づき専門家派遣事業を以下のとおり対面方式にて実施しました。本財団は専門家の派遣費用を負担しました。
- (1) 2022年9月5～9日、日本からフィリピン及びマレーシアへ専門家を派遣し、両国のPSC検査官に対し、それぞれ実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。
 - (2) 2022年9月19～23日、日本からタイへ専門家を派遣し、同国のPSC検査官に対し実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。
 - (3) 2022年9月21～23日 日本からベトナムへ専門家を派遣し、同国のPSC検査官に対し実務的研修(講義及び船上実習)を実施しました。
- 5 2022年3月7～9日、オンライン方式にて本財団主催により第9回専門研修を「ばら積貨物船の安全」をテーマに開催しました。同研修には52名(域内42名、域外5名、事務局5名)が参加しました。

また、2020年度に作成した条約等の規定内容を解説する一般研修事前学習用教材(24科目32教材)について、最新の条約改正を踏まえ所要の更新を行いました。

さらに、東京MOUが戦略的パートナーとして協力してきたMEPSEASプロジェクト(IMOがNORAD(ノルウェーの技術協力機関)の資金提供を受け、東南アジア諸国7か国において2018年から5年計画(当初の4年計画を新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により1年延長)で実施した海洋環境保護関係条約の実施促進プロジェクト)の地域ハイレベル会合(最終会合、ハロン(ベトナム)にて開催)に東京MOUを代表して出席し、東京MOUとして行った協力について報告しました。、本件プロジェクトに対する東京MOU協力に対し関係者から高い評価を受けました。

3. その他の事業

2022年12月5～9日、ベトナム・ダナンにおいて、日本財団の支援を受け、基準不適合船の温床となっている東京MOU域内の低パフォーマンスの旗国(ブラックリスト国)4カ国(カンボジア、キリバチ、モンゴル及びパラウ)4名の政策担当者等を招集したセミナーを実施しました。同セミナーでは、旗国としての責務、旗国パフォーマンス向上に係る優良先行事例の紹介、旗国パフォーマンス向上に係るIMO技術協力プログラムの紹介等を内容とする講義、意見交換を実施しました。参加者からは、セミナーの内容を高く評価するとともに日本財団の支援に対し心からの謝意が表明されました。

第3章 管理業務

1. 理事会及び評議員会

本年度の理事会及び評議員会等の開催状況は、次のとおりです。

- .1 第26回理事会:2022年6月2日、議題=2021年度事業報告案、決算報告案、定時評議員会の開催、報告事項=業務執行理事職務状況報告
- .2 第15回評議員会:2022年6月24日、議題=役員を選任、退職する役員への退職慰労金の支給、報告事項=2021年度事業報告及び決算報告
- .3 第27回理事会(書面):2022年6月24日、議題=代表理事としての理事長の選定及び報酬
- .4 第28回理事会(書面):2022年11月28日、議題=臨時評議員会の開催、第16回評議員会(臨時)において石原彰氏が理事に選任された場合、同氏を専務理事とすること
- .5 第16回評議員会(書面):2022年12月16日、議題=役員を選任、退職する役員への退職慰労金の支給
- .6 第29回理事会:2023年3月13日、議題=2023年度(令和5年度)事業計画案及び予算案、職員給与規程の改正案、報告事項=業務執行理事職務執行状況報告

2. 事務局組織

2022年度末の本財団組織図は、別添のとおりです。

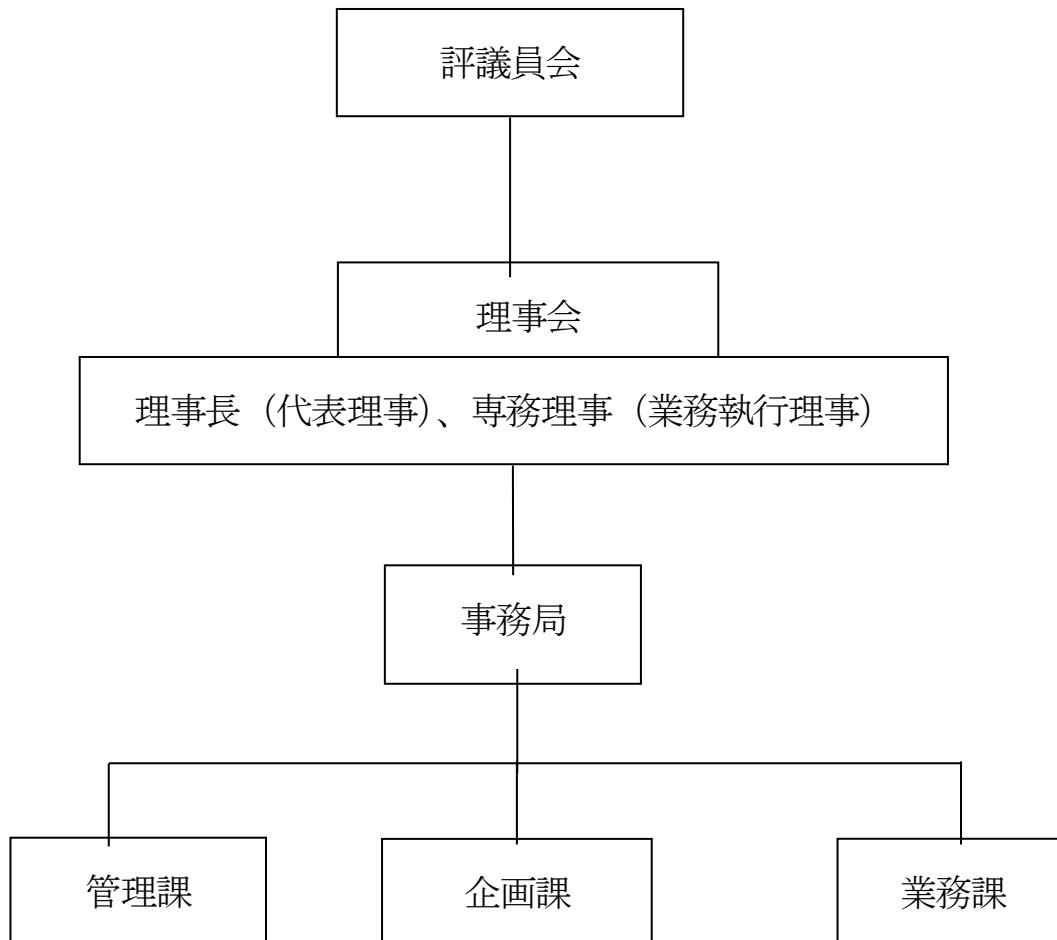
3. 財産等

- .1 2022年度末の基本財産は5千万円であり、長期国債で運用し満期保有目的債券としています。本財団の最も大きな財産である研修事業基金(2022年度末簿価:約20億64百万円)は、各種債券、公社債投信及び銀行預金で運用し時価評価をしています。
- .2 本財団の主な収入は、各国拠出金、日本財団助成金及び研修事業基金運用益です。

組織図

別添

2023年3月31日現在



<附属明細書の作成について>

上記の事業報告に関して、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書によりその内容を補足すべき重要な事項はありませんので、附属明細書は作成しておりません。